2　機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定共通構造部の提示を求めることができる。

第五条　法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一　第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準（申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合すること。

二　第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部と同じ構造、装置及び性能を有する特定共通構造部が均一に製作されるよう品質管理が行われていること。

三　法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等（法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。）が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている特定共通構造部に係るものにあっては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第三号様式に定める表示とする。

2　前項の特別な表示は、特定共通構造部に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。

（品質管理の記録の保存）

第七条　指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。この場合において、指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を一年間保存しなければならない。

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　指定製作者等	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号の書面の記載事項に変更があった場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
二　指定製作者等	第三条第二項第一号から第三号までの書面（同号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、当該道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三　指定を受けた者	当該型式の特定共通構造部の製作者等でなくなった場合	その旨を記載した届出書（第四号様式）	当該型式の特定共通構造部の製作者等でなくなった日から三十日以内

2　前項第一号の場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定製作者」と読み替える。

3　国土交通大臣は、第一項第三号の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた特定共通構造部については取消しの効力は及ばないものとする。

（共通構造部型式指定通知書等の交付）

第九条　国土交通大臣は、次の表の上欄に該当するときは、申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

一　指定（第四条第一項の規定による申請に係るものを除く。）を行ったとき。	共通構造部型式指定通知書
二　指定（第四条第一項の規定による申請に係るものに限る。）を行ったとき。	既指定共通構造部型式指定通知書
三　法第七十五条の二第四項又は第五項による指定の取消しを行ったとき。	共通構造部型式指定取消通知書

（指定番号等の告示）

第十条　国土交通大臣は、指定（第四条第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消しをしたときは、指定の番号、特定共通構造部の名称及び型式並びにその製作者等の氏名又は名称及び住所について告示するものとする。

2　国土交通大臣は、第八条第一項第一号の変更が、第三条第一項第一号及び第四号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定製作者等」と読み替える。

（意見の徴取）

第十一条　国土交通大臣は、法第七十五条の二第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

（審査結果の通知）

第十二条　法第七十五条の五第二項の規定による特定共通構造部の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかの審査の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により行うものとする。

一　特定共通構造部の名称及び型式

二　申請者の氏名又は名称

三　審査結果

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。